平成２３年（フ）第１３４３号
大阪府富田林市昭和町１丁目１番８―202号、前住所大阪府南河内郡河南町大字一須賀762番地の１
債務者　織屋　浩幸
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　弘和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４４４号
大阪府羽曳野市西浦1583番地の21
債務者　仲宗根恵理
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小林　弘和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３５９号
福井市大丹生町第53号22番地４
債務者　成田　啓子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森口　功一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前11時15分
５　免責意見申述期間　平成24年１月31日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３８０号
函館市上野町38番27号
債務者　佐藤　公一
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３９９号
函館市本通１丁目24番５号
債務者　林　　武夫
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１５号
函館市堀川町21番２号
債務者　上田　容子
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第４１６号
函館市桔梗町418番地421
債務者　岡　　大輔
１　決定年月日時　平成23年10月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第５４６号
高知市小石木町318番地13　レジデンス優美15・302号
債務者　佃　ゆかり
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６２００号
大阪府東大阪市渋川町１丁目９番10号　フレーシア布施301号
債務者　山川　裕子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４４５号
大阪府東大阪市菱屋東３丁目２番33号
債務者　松浦　利一
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４９８号
大阪市住吉区我孫子２丁目４番18号　クレストあびこ401号、前住所大阪市住吉区長居東３丁目８番27―402号
債務者　山下美奈子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５０７号
大阪府八尾市高安町南２丁目96番地　若葉園２―210号
債務者　宮迫愼一郎
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５３８号
大阪府大阪市中央区谷町９丁目２番21号501
債務者　若山　　実
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５７８号
大阪府吹田市泉町２丁目20番８号
債務者　羽柴　一彦
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６５９３号
大阪府門真市向島町10番３号
債務者　伊東　和博
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６３９号
大阪府枚方市東船橋１―６―３、住民票上の住所大阪府交野市星田８丁目30番６号
債務者　前田　　衞
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６６７３号
大阪府茨木市春日１丁目11番４号
債務者　松下　　**黛**
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部